

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、企業理念のもと、株主さま、お客さま、地域の皆さま及び従業員等のゆるぎない信頼を確立し、地方銀行としての社会的責任を果たしつつ、企業価値及び経営の健全性向上を図ることを目的に、コーポレート・ガバナンスを経営上の最優先課題の1つとして、その強化・充実に取り組んでおります。

当行は適正なコーポレート・ガバナンスの実現を通して、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と枠組みを定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。

当行の機関の内容

- 当行は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を高めることを目的として、「監査等委員会設置会社」を採用しております。
- また、当行は、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し、取締役会における意思決定機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスをより一層強化するため、執行役員制度を導入しております。
- 「取締役会」は原則として毎月1回開催され、法令及び定款で定められた事項や経営方針・経営戦略に関する重要事項を決定しております。なお、議長を務めている取締役会長は、業務執行権限を有しておらず、監督的立場にあります。
- 「監査等委員会」は原則として毎月1回以上開催され、法令、定款、監査等委員会規程等に従い、取締役会および取締役会長とともに、監督機能を担い、かつ、取締役の職務執行を監査します。
- 取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役で構成される「常務会」は原則として毎週1回開催され、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営全般の重要事項を協議しております。
「常務会」は協議内容によって、①経営企画会議、②予算・統合リスク管理会議、③審査会議、④コンプライアンス会議の4つの会議で構成しております。
なお、「常務会」には取締役会長および常勤の監査等委員が出席し、適切に提言・助言等を行っております。
取締役等の指名・報酬およびその他重要な事項を審議する任意の委員会として、代表取締役、取締役会長および監査等委員により構成される「経営審議委員会」を設置しております。
なお、「経営審議委員会」は取締役会の諮問機関として位置付けており、委員のうち過半数は独立社外取締役により構成されております。
- コンプライアンス統括部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」（事務局:コンプライアンス統括部、毎月1回開催）、リスク統括部担当役員を委員長とする「オペレーショナル・リスク管理委員会」（事務局:リスク統括部、四半期1回以上開催）及び「信用リスク管理委員会」（事務局:リスク統括部、四半期1回以上開催）を設置し、法令等遵守及びリスク管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。
- 頭取を議長とする「アドバイザリー・ボード」（事務局:総合企画部、半期1回開催）を設置し、当行グループの経営の透明性と客観性を確保し、一層の経営体質の強化と地域貢献を果たしていくことを目的として、当行グループの経営戦略、ガバナンス等に関して、外部の視点を取り入れております。
- 「グループチーフオフィサー制^{*}」を導入し、グループCEOによる全体統括のもと、グループを横断した一体的かつ戦略的な取組みを進めるため、主要分野の責任者として、グループチーフオフィサーを配置し、グループ統一的な経営管理体制を構築しております。
※現在、配置しているグループチーフオフィサー
 - ・グループCEO(Chief Executive Officer)：最高経営責任者
 - ・グループCOO(Chief Operating Officer)：最高執行責任者
 - ・グループCSO(Chief Strategy Officer)：最高企画責任者
 - ・グループCIO(Chief Information Officer)：最高情報責任者
 - ・グループCRO(Chief Risk Officer)：最高リスク管理責任者
 - ・グループCBO(Chief Business Officer)：最高営業責任者